

## 第五十回手をつなぐ育成会中国大会

### 大会決議

本大会は、障害者自立支援法施行後、見直しの時期を迎える重要な時期に、山紫水明の地、ここ鳥取県米子市において、地域で誰もが安心して暮らせる共生社会の実現」を主題として開催され、中国五県の関係者千余名が集い、熱心に研修討議がなされました。

育成会及び本人大会は二日間の分科会及び大会をそれぞれに開催し、本人たちの輝く未来を叶えるために」誰もが安心して暮らすための環境をつくろう」などを考える多様な大会となりました。

さらに、本大会は、厳しく変革しようとしている社会情勢に的確に対応しながら、障がい者の自立性を尊重し、連帯を大きく広げた活動を展開して行く上で、実りある有意義な交流の場となりました。

本大会においては本人大会が分科会と全体会を一貫して独立した大会として運営しました。この中で本人たちの主体的な取り組みはその可能性を大きく広げました。

私たちはこの二日間の大会を通して討議し学んだ上に立ち、障がいのある人もない人も共に普通に暮らす社会の実現をめざして、本大会の名において本日ここに決議します。

#### 記

- 一、福祉サービスの利用料軽減をさらに進め、応能負担の実現と所得保障の確立。
- 一、障がいの特性やニーズを考慮した障害程度区分の見直し。
- 一、すべての子が卒業後の社会への希望の巣立ちができる特別支援教育の充実。
- 一、労働と福祉施策の連携による、生活の支えとなる障がい者雇用の促進。
- 一、地域生活を支えるための相談支援及び家族支援事業の大幅拡充。
- 一、本人の地域での暮らしを保障するグループホーム・ケアホームの拡充。
- 一、小規模作業所の新体系への円滑な移行への支援。
- 一、障害者虐待防止法、障害者差別禁止法の早期成立等、権利擁護事業制度の確立。

以上決議します。

平成二十二年十月三日

第五十回手をつなぐ育成会中国大会